

○社会労働委員会

国会の議決を求めるの件（一八件）

番号	件名	提出月日	本院に受領月日	付委員会	参議院	付委員会	衆議院	備考
1 第九十六回 会	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）	五、五一八	五七、一二、一四	議委員決会	議本会決議	五七、一二、一四	五七、一二、一四	
2 第九十六回 会	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄動力車労働組合関係）	五、五一八	五七、一二、一四	議委員決会	議本会決議	五七、一二、一四	五七、一二、一四	
3 第九十六回 会	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄設労働組合関係）	五、五一八	五七、一二、一四	議委員決会	議本会決議	五七、一二、一四	五七、一二、一四	
4 第九十六回 会	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄動力車労働組合連合会関係）	五、五一八	五七、一二、一四	議委員決会	議本会決議	五七、一二、一四	五七、一二、一四	
5 第九十六回 会	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄千葉動力車労働組合関係）	五、五一八	五七、一二、一四	議委員決会	議本会決議	五七、一二、一四	五七、一二、一四	
6 第九十六回 会	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）	五、五一八	五七、一二、一四	議委員決会	議本会決議	五七、一二、一四	五七、一二、一四	

国第九十六回 12	国第九十六回 11	国第九十六回 10	国第九十六回 9	国第九十六回 8	国第九十六回 7
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件へ全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の専用作業員を含む。）」	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件へ全通信労働組合関係	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件へ全通信労働組合関係	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件へ全通信労働組合関係	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件へ日本電信電話労働組合関係	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件へ全国電気通信労働組合関係
五、一八 受領 二二、一四	五、一八 受領 二二、一四	五、一八 受領 二二、一四	五、一八 受領 二二、一四	五、一八 受領 二二、一四	五、一八 受領 二二、一四
二二、一四 公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認	二二、一四 公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認	二二、一四 公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認	二二、一四 公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認	二二、一四 公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認	二二、一四 公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認
二二、一八 公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認	二二、一八 公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認	二二、一六 公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認	二二、一六 公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認	二二、一四 公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認	二二、一四 公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認
二二、一四 公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認	二二、一四 公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認	二二、一六 公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認	二二、一六 公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認	二二、一四 公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認	二二、一四 公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（第九十六回国会閣議第一号）外一七件（いずれも衆議院送付）

九十六回国会 五七、五、一八 内閣提出

衆継続審査

九十七回国会 五七、一二、一四 衆議決
一一、一八 参議決

要旨

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、

国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（第九十六回国会閣議第一号）

同（国鉄動力車労働組合関係）（第九十六回国会閣議第一号）

同（全国鉄施設労働組合関係）（第九十六回国会閣議第二号）

同（全国鉄動力車労働組合連合会関係）（第九十六回国会閣議第四号）

議第四号）

同（国鉄千葉動力車労働組合関係）（第九十六回国会閣議第五号）

同（鉄道労働組合関係）（第九回国会閣議第六号）

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十七年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であるとは断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。

二、各裁定は、日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十七年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・二二一ペーセント相当額に二千六百九十円を加えた額九千百九十一円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、

国会の議決を求めるの件（全国電気通信労働組合関係）（第九回国会閣議第七号）

同（日本電信電話労働組合関係）（第九回国会閣議第八号）

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十七年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能である

とは断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。

一、各裁定は、日本電信電話公社の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十七年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・二二一パーセント相当額に一千六百九十円を加えた額八千八百四十四円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全通信労働組合関係）（第九十六回国会閣議第一〇号）
同（全日本郵政労働組合関係）（第九十六回国会閣議第一一號）

公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全専売労働組合関係）（第九十六回国会閣議第九号）
一、本件は、右の組合の要求に係る昭和五十七年新賃金に関する紛争を求めるの件（全専売労働組合関係）（第九十六回国会閣議第九号）
一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十七年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であるとは断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。

二、各裁定は、郵政省所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十七年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・二二一パーセント相当額に一千六百九十円を加えた額八千八百四十四円の原資をもつて引き上げるものである。

一、本裁定は、日本専売公社の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十七年四月一日以降、

一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・二二一パーセント相当額に一千六百九十円を加えた額八千八百四十四円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、
国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定員内職
員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員
を含む。）」）（第九十六回国会閣議第一二一号）

同（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤
作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）（第
九十六回国会閣議第一三一号）

同（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員
(常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）（第九
十六回国会閣議第一四号）

同（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員
(常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業
員」）（第九十六回国会閣議第一五号）

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十七年新賃
金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員
会の裁定の実施が、現状においては予算上可能である
とは断定できないものとして、公共企業体等労働関係
法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めて
きたものである。

二、各裁定は、林野庁所属の公共企業体等労働関係法上

の職員のうち、定員内職員及び常勤作業員（常勤作業
員の処遇を受ける常用作業員を含む。）の基準内賃金
を、昭和五十七年四月一日以降、一人当たり、同日現
在の基準内賃金の三・一二一ペーセント相当額に二千六
百九十円を加えた額九千五百七十一円の原資をもつて
引き上げるとともに、基幹作業職員、常用作業員（常
勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員
の基準内賃金を、昭和五十七年四月一日以降、一人当
たり、月額九千四十五円の原資をもつて引き上げるも
のである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、
国会の議決を求めるの件（全印刷局労働組合関係）（第九
六回国会閣議第一六号）

一、本件は、右の組合の要求に係る昭和五十七年新賃
金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員
会の裁定の実施が、現状においては予算上可能である
とは断定できないものとして、公共企業体等労働関係
法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めて
きたものである。

二、各裁定は、林野庁所属の公共企業体等労働関係法上

二、本裁定は、大蔵省印刷局所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十七年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・二二ペーセント相当額に二千六百九十円を加えた額九千九円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（アルコール専売労働組合関係）（第九十六回国会閣議第一七八号）

一、本件は、右の組合の要求に係る昭和五十七年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であるとは断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。

二、本裁定は、アルコール専売事業所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十七年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・二二ペーセント相当額に二千六百九十円を加えた額九千四百二円の原資をもつて引き上げるものである。

二、本裁定は、大蔵省造幣局所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十七年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・二二ペーセント相当額に二千六百九十円を加えた額九千九円の原資をもつて引き上げるものである。

委員長報告

ただいま議題となりました公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）外十七件につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

各件は、公共企業体等労働関係法に基づき、三公社五現業の職員の基準内賃金を、昭和五十七年四月一日以降、一人当たり、基準内賃金の三・二二%相当額に二千六百九十一円を加えた額の原資をもって引き上げること等を内容とする本年五月八日の仲裁裁定の実施について、国会の議決を

○運輸委員会

本院議員提出法律案（二件）

番号	
件名	
提出者	(月日)
予備送衆へ提付月日	
参議院	付委員会託
議院	議委員会決
衆議院	付委員会託
議院	議委員会決
備考	

求めるものであります。

委員会におきましては、採決の結果、各件はいずれも全会一致をもって公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決いたしました。